

香川県条例第33号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）<u>、発電事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する発電事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）及び特定卸供給事業（法第72条の2第1項第3号の特定卸供給事業をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに区分して行わなければならない。</p> <p>(1) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。次条第1項及び第3項において同じ。）、保険業及び貿易保険業</p> <p>(2) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）<u>及び発電事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する発電事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる事業以外の事業</p>
<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電気供給業（小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電気供給業（小売電気事業等<u>及び発電事業等</u>を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発電事業等</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計</p>

5 略

額	
ア	各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
イ	各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
ウ	各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額
(2)	法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計
額	
ア	各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
イ	各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額
5	略

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第2項並びに第42条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。